

住環境整備(リフォーム)補助金がはじまりました！

町民の皆様の居住環境の向上や定住促進を充実させるため、また、町内における経済活性化を目的として開始します。

【補助対象者】

- ◆高野町民であり現に住宅に入居している方
- ◆世帯員全員が町税、使用料等の債務を滞納していない方
- ◆新規移住者において、工事完了後、本町の住民となる方

【補助金額】

- ◆補助対象経費の1/2 最高補助金額 20万円（最低工事金額5万円以上）

【必須要件】

- ◆工事施工は町内に住所を有し、生活をしている事業所または個人事業主に限ります。

【受付】

- ◆平成25年4月1日から（来年度も継続予定）

【補助対象工事】

- ◆対象となるのは、「現在住んでいる住宅の建物本体の住居部分」に対して行う工事です。事業所、店舗等が併用している場合は住居としている部分に限ります。

【その他】

- ◆賃貸住宅、借家のリフォームは、入居人が高野町民であり、かつ賃借人に承諾を得たうえで入居人が申請する場合に限ります。（公営住宅は対象外）
- ◆1年単位で予算の範囲内で補助を行います。申し込み多数の場合は年度内途中で終了し、翌年度になることもあります。

《対象となる工事例》

- ・既存住宅の増築、一部改築工事
- ・屋根のふき替え、塗装、防水工事
- ・外壁の張替え、補修、塗装工事
- ・畳替え、建具・内装工事
- ・ベランダ、サンルームの改修、設置工事
- ・浴室、台所、トイレ等水まわりのリフォーム
- ・内装工事
- ・断熱改修工事 等

◆申請は工事着工前に必ず行ってください。申請は
工事施工業者に依頼しても結構です。

《対象とならない工事例》

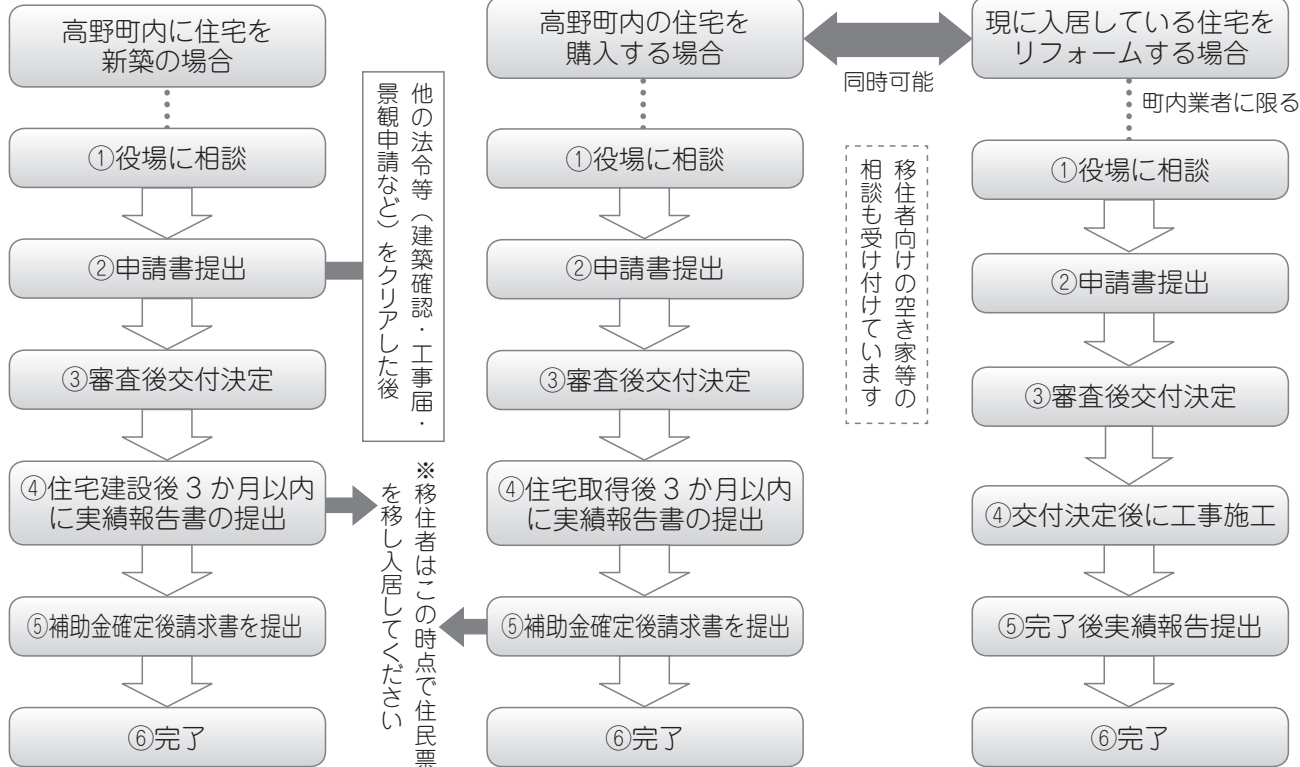
- ・建物の取り壊しのみ
- ・車庫、倉庫、物置、店舗、工場、事務所の改修
- ・門扉、ブロック塀、エントランス、植樹、剪定等の外構工事
- ・下水道、浄化槽等の設置・配管工事（住宅外）
- ・太陽光発電設備、太陽熱利用設備の設置工事
- ・防犯機器、防災機器、通信機器等の設置工事
- ・電化製品(エアコン、暖房器具、テレビ、照明器具)等の購入 等

| 住環境整備補助金 Q & A | |
|-------------------------------------|--|
| Q1. 申請者とは住宅の所有者ですか。 | 申請は実際入居している人であればどなたでも構いません。但し同一住宅に対し、1回限りです。 |
| Q2. 介護保険で手すりなど設置工事を行ったが、同時に申請可能ですか。 | 同一箇所の工事で介護保険の自己負担分を補助にあてるのは対象外です。その他の部分のリフォーム工事は可能です。 |
| Q3. 電化製品は補助対象ですか。 | 対象となりません。（エアコン、冷蔵庫、テレビ等）但し、水回りの改修工事（キッチン、トイレ、バス）は製品代金も含めますが、いずれも工事を伴う場合です。 |
| Q4. 大工が自宅を改修した場合は。 | 改修工事に係る材料費のみを対象とします。他の業者に依頼した場合は手間賃も含まれます。 |
| Q5. 「高野町内の業者」の考え方は。 | 高野町に住民票を有する事業所、または個人事業主で見積書を作成することが出来れば可能です。 |

補助金の1割は高野町共通商品券でお渡しします



フロー図



最高 200 万円
補助対象経費の 1/2

最高 80 万円
補助対象経費の 1/2

5 万円以上の工事に対し 1/2 以内で最高 20 万円の補助。そのうち 1 割は高野町共通商品券で交付